

主任指導員昇任考査実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、職員の任用に関する規則（昭和40年茨木市規則第10号）第34条の規定に基づき、主任指導員昇任考査（以下「考査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(考査の方法)

第2 考査は、個別面接考査、適性評定及び経歴評定により行う。

(受験資格)

第3 考査の受験資格を有する者は、任期付職員給料表の1級に在級する学童保育指導員であって、当該考査の実施日の属する年度の末日において、4年以上の経験年数を有するものとする。

(除算期間)

第4 第3に規定する経験年数の計算に当たっては、次の各号に定める期間をその期間から除算する。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職を命じられた期間（公務及び通勤に起因する場合を除く。）の2分の1

(2) 茨木市職員安全衛生管理規則（平成9年茨木市規則第17号）第35条第2項又は第39条第1項の規定により療養又は休養を命じられた期間（公務及び通勤に起因する場合を除く。）の2分の1

(3) 地方公務員法第29条第1項の規定により停職の処分をされた期間

(欠格事項)

第5 考査の実施日において、次の各号のいずれかに該当する者は、第3の規定にかかわらず当該考査の受験資格を有しないものとする。

(1) 地方公務員法第28条第2項により休職を命じられている者（公務及び通勤に起因する場合を除く。）

(2) 茨木市職員安全衛生管理規則第35条第2項又は第39条第1項の規定により療養又は休養を命じられている者（公務及び通勤に起因する場合を除く。）

(3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令等の規定により就業を禁止されている者（産前産後休暇により休務している者を除く。）

(4) 地方公務員法第29条第1項の規定により停職の処分をされている者

(5) その他別に定める者

(考査の実施等)

第6 考査は、毎年度1回実施するものとし、その告知は、受験資格を有する者に適

切な方法により行うものとする。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、考査の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年1月27日から実施する。

(経過措置)

2 第3に規定する経験年数の計算に当たっては、地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる非常勤の嘱託員として学童保育指導員に委嘱されていた年数を加算するものとする。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 第3に規定する経験年数の計算に当たっては、令和2年3月31日時点で職員に適用されていた任期付職員給料表の5級に在級していた年数を加算するものとする。